

講演録

“今後の我が国の新海運政策について”

—「海洋基本法」施行の機会に—

『海洋基本法』の成立について」

慶応義塾大学名誉教授

栗林 忠男

(於. 海運ビル 2 階「海運クラブ ホール」)

平成 19 年 7 月 24 日 (火)

《司会》

松尾会長、ありがとうございました。それでは最初の講演に入ります前に、本日の講演スケジュールを簡単にお知らせいたします。先ほど会長の松尾よりご案内を申しあげましたとおり、本日は慶應義塾大学栗林名誉教授、国土交通省春成海事局長、一橋大学杉山学長の順にご講演いただきます。それぞれのご講演は、約 40 分間の予定で、その枠内で時間がございましたら、質疑応答の時間を設けたいと考えております。春成局長の講演終了後、16 時 30 分ごろを目処に、コーヒブレークを予定しております。また、すべての講演が終了した後、当ホールの後方で、立食の懇親会を予定しておりますので、もしお時間がおありの方は、ぜひそちらにもご参加いただければ、大変幸いです。

それでは講演を開始いたします。まず『海洋基本法』の成立について」とのタイトルでお願いします。講師の栗林先生、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

《栗林名誉教授》

栗林でございます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

「海洋基本法」は本年 4 月に国会で成立いたしまして、4 日前の 7 月 20 日に施行されました。超党派の議員立法によるこの法律は、国会でほとんどの政党による圧倒的多数の賛同を得たものであります。成立後間もない法律でありますし、また非常に重要な法律でもありますから、今後その制定経緯だとかその内容などについて、いろいろと解説・分析等が行われるようになるだろうと予想しております。実際にも、この法律の立法政策決定過程を分析した論文が 1 編既に著されております。本日は、この基本法の準備段階における検討過程において少しく関与した者としまして、またこの法律の目指すところのことを長い間提唱してきた者としまして、この「海洋基本法」について思うところを述べさせていただきたいと思っております。

最初に、「海洋基本法」の成立に至る動きと、それを促した国際的及び国内的な背景について触れておきたいと思います。

我が国では、昭和 40 年代半ばから 50 年代半ばにかけて、ちょうど当時は「200 海里時代」という言葉が流行った時期でありましたが、そうした新しい国際海洋法の時代に当面して、海洋開発の総合的な推進体制が必要である、あるいは国内法制をもう少し整備しなければいけない、といった熱心な議論がなされたことがあります。私

もそれに参加いたしました。それらは結果的には答申あるいは提言の段階にとどまったのであります。そして、後ほど述べます「国連海洋法条約」という「海の憲法」とも言われる国際条約が 1982 年に国連で採択された後は、我が国における海洋政策論議が急速に衰微していった感がありました。条約の作成をもって事終わる、ということなのではないでしょうか。その後、今世紀に入って、経団連はじめ産業界あるいは学会からの提言などが再び出されるようになりました。

その中で 2002 年 5 月に出されました日本財団の『海洋と日本—21 世紀における我が国の海洋政策に関する提言』は、これからの我が国の海洋管理の基本理念は何か、海洋基本法の制定が必要ではないか、あるいは統合的な行政組織を確立しなければならないのではないか、といった主張を体系的に盛り込んだものであります。その際、全国的に行われた産業界、学会をはじめ各界の人々に対するアンケートの結果では、海洋基本法の制定を望む声が圧倒的に多かったのであります。ただ、政界からの回答はゼロでした。まだ、当時の政界にはそうした提言に対応する雰囲気かなかったのではないかというふうに考えております。あまり知られておりませんが、この提言は、当時の福田官房長官に提出されましたが、長官自身は熱心に対応してくれましたが、全体としての反応は積極的なものではありませんでした。

その後、2005 年にシップ・アンド・オーシャン財団（通称、海洋政策研究財団（OPRF））が再び『海洋と日本—21 世紀の海洋政策への提言』を公表してから、局面は急速に進展することになりました。この提言は、先ほど述べました 2002 年の提言をさらに詳細に深めて、総合的な海洋政策を推進していくための海洋政策大綱のあるべき内容、それから「海洋基本法」の制定へと踏み込んだものでありまして、この提言が昨年 2006 年 2 月に日本財団会長と海洋政策研究財団会長から安倍内閣官房長官（現首相）に提出されまして、それが海洋問題に対する当時の政界の動きと重なって、「海洋基本法」の制定に向けた具体的な動きが一挙に加速されたわけであります。

その後間もなく 2006 年 4 月に、海洋基本法研究会が立ち上がりました。この研究会は 11 名の自民党、公明党、民主党の国会議員有志のほかに、15 名の学識経験者・産業界代表、さらには関連 10 省庁の局長、課長級のオブザーバーを交えて、9 カ月間に 10 回の会合を重ねました。そして、2006 年 12 月の最後の会合で、我が国の海洋に対する基本理念や基本的施策を盛り込んだ「海洋政策大綱」と「海洋基本法案の概要」の 2 つの文書を採択しました。通常の議員立法とは異なり、広く官・産・学からの多数の海洋関係者の見解を聞きながら検討を行い、その研究成果がその後の議員

による立法作業にかなり大きく反映されるという極めてユニークな法制定プロセスでありました。以後は、海洋基本法研究会の成果を基に、国会議員、衆議院法制局などによる立法作業が精力的に進められて、政党内あるいは政党間での調整を経て、先ほど述べましたように、今年 4 月に海洋基本法案が衆参両議院で採択された次第であります。

以上、簡単にこの法律の制定経緯を述べさせていただきましたが、これと関連してひと言触れておきたいことがあります。それは、法案が国会で採択された当時のいくつかの新聞報道によれば、この「海洋基本法」が中国などの近隣諸国との海洋権益を巡る紛争などに戦略的に対応できる体制を整えることが主な目的であるかのような記事が目立った点であります。当時の政界の一部にそのような雰囲気があったことは事実だと思いますし、また中国との海洋権益の争いが熾烈になってきたということが、この法案を後押しするきっかけになったことも事実であろうかと思えます。しかしながら、成立した「海洋基本法」が単に特定の海洋権益を確保することを主な目的とするものでないことは、法律の内容を見れば一目瞭然であります。「海洋基本法」は、海洋を巡る資源・環境・交通・安全・産業・科学技術・教育などの諸問題に関して、今後我が国が総合的な政策を推進して行くための包括的な基本法として成立したものであるからであります。

当時の政界、特に「自民党は、常に東シナ海に係る海洋権益問題に強い関心を持っていたけれども、海洋基本法研究会での議論を通じて、海洋にはもっと広範な問題が含まれていることが理解された」ということを述べている人もいます。結局、海洋基本法の成立を促進した要因としては、先述した民間シンクタンクの提言が具体的な契機となったとはいえ、包括的な海の基本法を志向する政治家の積極的なイニシアティブ、それからマスコミによる報道をはじめ広く官・産・学各界の声が一举に集約された結果であると考えられます。その意味で、海洋基本法研究会の存在と活動は大きな意義を持ったと言えます。

さて、海洋基本法制定の背景について話を移らせていただきます。まず国際的状況でありますけれども、海の国際秩序は第二次世界大戦直後から変動を続けてまいりました。特に 1960 年代に入って、その速度は急速に早まりました。そのため、海洋問題は相互に密接に関連しているのだから海洋の法的諸問題は単一の国際条約にまとめるように、という国連総会の要請を受けて、1973 年以来 10 年間にわたって多数の

国が参加して、第三次国連海洋法会議が開催されました。そして、この会議は 1982 年に 320 カ条と 9 つの附属書から成る「海の憲法」とも言われる「国連海洋法条約」(UNCLOS) を採択したのであります。この条約は 1994 年に発効しましたが、2 年後の 1996 年に少し遅れて参加した我が国を含めて、現在 150 以上の国がこの条約の参加国となっております。先進国の中で唯一の未批准国は米国であります。米国も近々この条約に参加するだろうという情報が伝えられております。

「国連海洋法条約」は、長い間「海洋の自由」の原則の下に維持されてきた海の国際秩序に、全面的な再検討を加えた条約で、それによって今日の国際海洋秩序の基盤が確立されました。なかでも、200 海里的「排他的経済水域」(EEZ) を沿岸国の排他的かつ独占的な権利と管理の下に置くという制度を新たに導入したことは、海の秩序を維持していく上において、沿岸国の責任と役割を大きく拡大・強化して、伝統的な「海洋の自由」の原則に大きな変革をもたらしたのであります。また、EEZ や大陸棚など沿岸国の管轄海域を超える「深海底」とその資源を「人類共同の遺産」(CHM) と位置づけて、そこに「国際海底機構」(ISA) という新しい国際組織を中心とする開発・管理の体制を導入したということも、極めて画期的なことでもあります。そのほか、沖ノ鳥島のような「島」の問題とか、フィリピンやインドネシアのような群島水域を持つ「群島国家」、あるいはマラッカ・シンガポール海峡のような「国際海峡」の諸制度をはじめとして、海上交通の安全、海洋環境の保護・保全、海洋の科学調査、海洋技術の発展および移転、海洋紛争の解決など、この条約が海洋の現代的状況に照らして国際海洋法を規定し直した分野は極めて広範、多岐にわたります。

しかしながら、このように沿岸国の管轄海域の大幅な拡大がもたらされた結果、近隣の諸国間において、海洋管轄権が重なり合ったり衝突したりする事例が世界中に発生いたしました。しかも、多くのアジア諸国に見られるように、拡大された国家管轄海域に対する管理能力が決して十分とは言えない国が多数存在するという現実があります。そうした中で、海賊とか武装強盗、あるいはテロなどの海上犯罪をいかに抑制するか、国土の開発、工業化などによる影響からいかに海洋環境の保全を図るか、海洋の生物・鉱物資源に対する国家権益の主張の衝突をいかに解決するか、等々極めて多数のかつ多様な諸問題に緊急に対処することが各国に求められるようになりました。

他方で、「国連海洋法条約」の採択後 10 年を経て、1992 年にブラジルで開催された「地球サミット」いわゆる「国連環境開発会議」(UNCED) でリオ宣言が採択さ

れ、「環境」と「開発」を不可分のものとして統合しようとする「持続可能な開発」の概念が提唱されました。それとともに、「アジェンダ 21（21 世紀の課題）」のための行動計画が採択されております。これにより、自国の管轄下にある沿岸域と海洋環境の総合的管理と持続的な開発を沿岸国の義務とするとともに、そのための統合された政策と意思決定プロセスを国内的に整備するということが各国に求められるなど、広く海洋の総合的管理の方向が打ち出されたのであります。

先進国と途上国のぶつかり合いで始まった会議で交渉と妥協を重ねた末に作成された条約であるだけに、「国連海洋法条約」は内容的にはかなりの欠点や限界を持ち合わせております。従いまして、その後、「国連海洋法条約」の不備をカバーするための、海洋の自由から管理の方向へと向けた多くの国際的努力がなされましたし、また国際海事機関（IMO）や国際食糧農業機構（FAO）のような海洋関連の国際機関による積極的な政策立案や立法作業なども見受けられます。また、先ほど触れました「アジェンダ 21」の行動計画のように、それらに輪をかけて海の総合的管理を各国に促す国際約束も出てきました。ここではそれらの動きについて詳しく述べませんが、それらのものが一体となって、国連海洋法条約体制ともいえるべき国際海洋秩序が現在進行中なのであります。

次に、国内体制であります。このような国際的状况に当面して、諸外国では総合的な海洋政策を策定する、あるいはその実施を図るということが行われましたけれども、我が国ではその対応が著しく遅れました。我が国では、先ほど述べました海洋基本法研究会で採択されました「海洋政策大綱」が述べておりますように、陸域の 12 倍の広大な海域を管理する海洋国になったにも拘わらず、海洋の総合的管理のための政策体制の整備が進まず、依然として旧来の縦割り機能別で海洋問題に対処しており、総合的な海洋政策はもとより、その担当大臣、部局もない、という状況が続いてしまったわけでありまして。

米国のある学者によれば、海洋政策が国内的に整備・推進されている状態別に主要な沿岸国を分類すると、最も進んでいる段階にある国は、オーストラリア、ブラジル、中国、ロシア、イギリスなど。次の段階にある国は、ジャマイカ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、米国など。インド、日本、メキシコ、フィリピン、ベトナムなどが最後の段階に属するという分析がなされています。これに従えば、今回の「海洋基本法」の成立によってこの差はかなり縮まる位置に進むことができることになります。いずれにしても、こうした諸外国の動向に比べても、我が国は海洋問題への新

たな取り組み体制を早急に構築する必要があり、新たな海洋立国のための海洋政策を国政の重要政策に掲げて、可能性豊かなフロンティアである海域の総合的管理と国際協調に取り組む必要がある、そのために我が国は総合的な海洋政策を推進する要となる法制度として、「海洋基本法」を一刻も早く制定すべきであるという認識が、国内において次第に共有されるようになったと思われます。

次に「海洋基本法」の概要について述べさせていただきますが、成立した「海洋基本法」の内容は、新たな海洋立国の実現に向けて、海洋に関する我が国の基本理念をまず定めて、そして国、地方公共団体、事業者および国民、それぞれの責務を明らかにし、かつ海洋諸施策の基本となる事項を定めるとともに、それらの施策を総合的かつ計画的に推進するための総合海洋政策本部を設置すること、そういったことなどを定めたものであります。

それらの内容についてもう少し詳しく述べますと、最初に「基本理念」でありますけれども、「海洋基本法」は、我が国の海洋に対する基本理念として、6つの項目を掲げております。レジュメにありますように、第一に「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、それから2番目に「海洋の安全の確保」。この「安全」にはセーフティとセキュリティの両方が含まれていると考えられています。3番目に「海洋に関する科学的知見の充実」、4番目に「海洋産業の健全な発展」、5番目に「海洋の総合的管理」、6番目に「海洋に関する国際的協調」であります。これまでの我が国におきましては、海洋の各分野について、各行政組織による「政策」というものはあったのかもしれませんが、国全体として依拠すべきあるいは追求すべき、海洋に対する基本的な理念は、一度も正式に確認ないし合意されたことはありませんでした。「海洋基本法」は、海洋と人類の共生に貢献することを究極の目的として、これら6つの理念に基づいて、今後海洋とともに生きようとする我が国の基本的な姿勢を初めて明確に法文化したものであります。このように、海洋に関して6つにまとめられた基本理念を初めて明確に打ち出したということは、今後の日本にとって極めて大きな意義を持っていると考えられます。

もっとも、先ほど述べました海洋基本法研究会の段階では、基本理念の1つに「持続可能な海洋の開発」ということが掲げられておりました。この「持続可能な開発」というコンセプトは、外国の海洋政策の中ではかなり重視されているものであります。我が国では、国会に法案として提出された時点で、言葉自体は条文中に残ってお

りますけれども、基本理念の項目からは外されております。同様に、諸外国の基本的な海洋政策においてかなり重視されている、海洋管理における「一般人あるいはステークホルダー、利害関係者の参画」といった面とか、あるいは情報の「透明性」とか、「情報へのアクセス」といったような面などが、我が国の海洋基本法においては必ずしも強調されておられません。また、第1条にある「海洋立国」という言葉の意味、さらには先ほど松尾会長も言及されました「海洋国」あるいは「海洋国家」という概念についても、必ずしも十分な議論があったようには思われません。これらについては、今後海洋基本法の目的・趣旨を十分に生かすためにも、さらに議論を重ね、我が国にとっての意味を確かめていく必要があるだろうと思っております。いずれにせよ、今後、国はこれらの基本理念に則って、海洋に関する諸施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する義務を負うことになります。また政府は、その推進を図るため、「海洋基本計画」を定めなければならないことになっております。

この「海洋基本計画」を策定するための基礎をなすものとして、具体的に取り組むべき12項目の基本的施策が明文化されました。時間の関係から、お手元のレジュメをご覧ください。個別적인説明は差し控えることに致しますが、ここに掲げられた12項目の施策は、我が国の海洋に関する現行および今後とるべき施策というものを一応網羅して、12の主要な施策に整理、集大成したものであります。今後とも我が国の立法、行政、研究、産業などの各分野の関係者によって、等しく共有されるべきものとして法律上明文化されたということも、「海洋基本法」の画期的な成果であると思います。もとより、基本的な施策として列举されたものは、基本法の中で一般的な性格の規定内容でありますので、個別具体的な事柄が問題となった際に、どのように解釈すべきかの問題が生じる可能性もあると思われま

さて、総合的な海洋政策の推進のための新しい行政組織としては、当初3つの選択肢が考えられておりました。レジュメにもありますように、第一に、内閣府に総合海洋政策会議を設置する。2番目に、内閣官房に総合海洋政策本部を設置する。3番目に、内閣府外局として海洋庁を設置する、といった考え方がありました。結局、議員立法の作業過程において第2案が採択されて、内閣官房に「総合海洋政策本部」が設置されることになりました。ただし、「海洋基本法」に付された「附則」によりますと、この総合海洋政策本部については、法律の施行後5年を目処として、総合的な検討が加えられることになっています。その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとするということですが、なぜ第2案が採択されたかということについては、次の

ような説明が国会でなされています。

「内閣官房は、中央省庁等改革基本法によって、その時々を生じる政策課題に対して機動的、弾力的に対応するための組織として位置づけられている。けれども一方、内閣府は、恒常的かつ専門的な重要政策に関する企画立案、総合調整を担う行政機関であり、海洋基本法案では、本部について海洋政策を集中的かつ総合的に強力に推進するため、当面、内閣官房が事務を担当し、法律の施行後5年を目処として総合的な検討が加えられ、海洋に関する政策を総合的に担う組織の将来の適切な在り方が検討されていく」。

この説明に対しては、「海洋基本計画をつくる際には、有識者を入れたきちんとした議論をすべきである」という議員の発言もあります。この点については、後ほど述べる「海洋基本法」の「附帯決議」によると、「内閣に設置される総合海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置して、その意見を反映させること」とされております。この「有識者によって構成される会議」というのは「総合海洋政策本部参与会議」というものでありまして、海洋に関する施策に関わる重要事項について審議し、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に意見を述べるということを任務とする会議体でありまして、海洋に対して優れた識見を有する者10名以内で構成して、内閣総理大臣が任命するということになっています。そのメンバーは本日7月24日に発表される予定でありましたが、事情により後日に延期されたと伺っております。なお、この海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関して、内閣総理大臣を助けることを職務とする国務大臣を「海洋政策担当大臣」として、内閣官房長官とともに副本部長とすることが「海洋基本法」で定められておりますが、この新設の「海洋政策担当大臣」には現国土交通大臣が兼務するということになりました。

「海洋基本法」の成立と同時に採択された「附帯決議」の内容も重要であります。同決議は、次の5点について「適切な措置を講じて、その運用に遺憾無きを期すべき」ことを政府に求めているからであります。なお、衆参両院で決議がなされたわけですが、参議院決議は①を規定していないだけで、他はすべて衆議院の決議と同様な内容ですので、一緒にまとめてここで掲げさせていただいております。

1番目は、要するに「新たな海洋立国」の実現に向けた海洋政策を具体化する「海洋基本計画」を早急に策定するという、それから内閣に設置される総合海洋政策本部が、その実現に向けた諸施策を政府として集中的かつ総合的に推進できるような

体制整備を行うということ、を決議しております。

それから 2 番目に、「海洋基本計画」の策定及びこれに基づく諸施策の推進にあたっては、総合海洋政策本部に海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置して、その意見を反映させるということ。これについては既にお話し致しました。

それから 3 番目に、「国連海洋法条約」などの規定に基づく国内法整備が未だ十分でないということに鑑みて、「国連海洋法条約」その他の国際約束に規定する各種制度に関する我が国の国内法制を早急に整備するということ。それから「生物多様性条約」その他の国際約束を踏まえて移動性動物の移動ルートを考慮した海洋の生物の多様性の確保のための「海洋保護区」の設置など、海洋環境の保全を図るために必要な措置について検討するということ。

4 番目に、海上の安全及び治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備するということが極めて重要であることから、海上保安庁について危機管理に関する関係行政機関との連携を含めて組織体制の総合的な検討充実を図るということ。

最後に 5 番目に、我が国が正当にその領有権を有している領土の保全に遺漏なきを期すとともに、海洋の新たな秩序を構築することが海洋国家としての我が国の国益に沿うということに鑑みて外交的施策をはじめとする各般の施策をより一層強力に推進するということ。

これらの点が附帯決議として盛り込まれております。いずれも極めて重要な内容だと思います。特に附帯決議は、「海洋基本計画」の早急な策定を求めており、今後は各行政組織による「海洋基本計画」の策定に向けた作業が急速に進むのではないかと予想されます。例えば国土交通省は、本年 6 月に有識者からなる「海洋・沿岸域政策懇談会」を既に 3 回にわたって開催しまして、各委員からのプレゼンテーションや意見交換を踏まえて、今後における「海洋・沿岸域に関する課題」というものを取りまとめ、それを公表しております。懇談会の議論から引き出されたいくつかの課題に今後さらに検討が加えられて、最終的には、国土交通省の海洋施策の策定とか「海洋基本計画」の策定に際して参考にされるものであると考えられております。

この国交省の懇談会での議論の対象となりましたのは、「海洋基本法」で言いますと、第 3 章の基本的施策に関する 17 条から 28 条までの条文のうち、海洋資源の開発及び利用を定めた 17 条を除く、他のすべての条文にまたがっており、全部で 52 項目にも及ぶ課題について提言がなされております。時間の関係から、そのすべてに言及することはできませんので、とりあえずそのうち本日の会合に参加された方々が関心

をお持ちだと思われます「海洋基本法」の第 20 条、つまり「海上輸送の確保」に関連して、パワーポイントの画面に掲げるような 6 つの課題が懇談会で指摘されたということだけをご報告するだけにとどめます。もう少し詳しくご報告したいのでありますけれど、国土交通省の交通政策審議会で審議中の「新海運政策」に含まれている問題もこの中にはございますし、この審議会の海事分科会に設置された「国際海上輸送部会」並びに「ヒューマンインフラ部会」において、このほど中間的とりまとめがそれぞれ行なわれているところであります。これらの点については、本日の講演の中で春成海事局長あるいは杉山教授のほうから詳しいお話があると思います。

そろそろ制限時間が来ましたので、最後に締め括りをさせていただきます。繰り返しますが、「海洋基本法」は、海洋に対する我が国の基本理念を史上初めて打ち出し、海洋政策を総合的かつ計画的に策定・実施するための「海洋基本計画」の作成を政府に求めて、具体的に取り組むべき基本施策の概要を定め、そのための行政組織として内閣総理大臣の下に総合海洋政策本部を新設しました。これにより、我が国が「真の海洋立国」へと歩み出すための基本的な制度的基盤が一応整えられたということであります。換言すれば、今後我が国がこの基本法の諸原則に従って、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋安全、海洋産業、科学的知見、海洋教育、国際協調といった、我が国が当面する様々な分野の海洋問題について、「基本理念」に則った「基本計画」を積極的に打ち出し、具体的な海洋施策を内外にわたって総合的に展開するための制度的足掛かりが得られたということであります。それが法的観点から見た「海洋基本法」成立の意義だろうと思います。

とはいえ、今日の我が国を取り巻く海洋問題の状況は著しく多様かつ複雑であります。「海洋立国」への道程が決して平坦ではないことは容易に想像がつくことあります。例えば、世界第 6 位の広大な管轄海域である日本の EEZ あるいは広大な大陸棚に関する開発、利用、保全、管理を今後我が国はいかにして行っていけばよいのか。どのような政策あるいは法制度、国家計画の下でそれを推進していけばよいのかという問題、あるいは我が国の沿岸域の資源、環境の管理・保全や海域利用の輻輳・競合の調整といったものをどのように行えばよいのか。国や地方公共団体、事業体、住民、NPO など多数の多様な関係者の参画や連携、共働というものをいかに図るか。それらの主体による総合的な沿岸域管理はいかに実現したらよいのか。広い海洋やあるいは沿岸に近い沿岸域の総合的管理には、それらの政策課題に的確に対応できる知識・

能力を有する人材の育成が重要であります、そのための教育研究の推進をいかに図るべきなのか。大学等はそれに対してどういうカリキュラムを用意すべきなのか。ほんの僅かな課題を例として述べさせていただいたに過ぎませんが、これらを含めて、総合的解決を要する非常に多くの重要課題が山積しているのが我が国の現状であろうかと思えます。

こういう状況の中で、海洋に対する我が国の国際法上正当な権利を保持しつつ、国際的な責任と義務を誠実に履行して、日本の海、アジアの海そして世界の海が平和で豊かな海になるよう、国際的連携と国際的な協調を前提としつつ、我が国独自の海洋政策の立案・実行をひとつひとつ着実に積み重ねていくことが、今後に要請されているのだと思っております。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

《司会》

栗林先生、ありがとうございました。それでは若干時間も押しておりますので、栗林先生の講演はこれで終了とさせていただければと思います。ご質問等おありの方がいらっしゃるかと思いますが、この後のコーヒブレイク、または懇親会の方などでお話いただければと思います。

皆様、今一度、栗林先生に大きな拍手をお願いします。（拍手）

ありがとうございました。それでは次の講演に移らせていただきます。「今後の我が国の新海運政策」につきまして、国土交通省海事局、春成局長にご講演いただきます。春成局長、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）